



令和 3 年 8 月 10 日

鳥取労働局長
石田 聰 殿

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 国

印

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 3 年 6 月 24 日付け鳥労発基 0624 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年 10 月 5 日発効の鳥取県最低賃金（時間額 790 円）は、令和元年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1 政府への要望

- ① 中小企業・小規模事業所の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識であり、政府は生産性向上の支援（業務改善助成金の周知及び利用促進等）や取引条件の改善（下請取引の適正化）等の取組を強化すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府は引き続き事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行すること。

2 中央最低賃金審議会への要望

- ① 中央最低賃金審議会においては、中小企業・小規模事業者や地域経済の厳しい状況を考慮し、明確な根拠のある目安額を示すこと。
- ② 中央最低賃金審議会においては、三者構成の枠組みを大切にし、目安制度の在り方について、全員協議会でしっかりと議論すること。特に、目安額を示す場合においては、全会一致をもって地方最低賃金審議会に提案すること。

鳥取県最低賃金

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 821 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

鳥取県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鳥取県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18~19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,251 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 (3) に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

790 円（鳥取県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

×0.817（可処分所得の総所得に対する比率※）=112,176 円

※ 令和 3 年 7 月 1 日に開催された、中央最低賃金審議会第 2 回目安小委員会で提出された、「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率